

建設経済の最新情報ファイル

RICE monthly

RESEARCH INSTITUTE OF
CONSTRUCTION AND ECONOMY

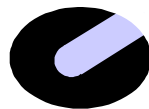
研究所だより

No. 200

2005 10

CONTENTS

視点・論点	1
- 100万ドルの家 -		
・ 適正な施工の確保のための地方公共団体における 取組等に関する実態調査	2
・ 第11回アジアコンストラクト会議開催概要	15
・ 建設関連産業の動向 - 鉄骨工事業 -	18



RICE

財団
法人

建設経済研究所

〒105-0003 東京都港区西新橋3-25-33 N P 御成門ビル8F

TEL : (03)3433-5011 FAX : (03)3433-5239
URL : <http://www.rice.or.jp>

100万ドルの家

米国家務所長 橋本 万里

米国でもわが国でも100万ドルの家というのはやはり豪華ということになるであろう。わが国の場合「億ション」という言葉は珍しくなくなったが、ここ米国では長らく「100万ドル」の家は憧れだった。しかし90年代の株式ブームが一段落し好景気を背景として余剰資金が住宅へと向けられ、ここ3年から5年で住宅価格が2倍になるなどの勢いを見せている米国でも100万ドルの家はさほど驚くに値しなくなってきている。AP通信によると、マンハッタンアップウエスト地区で最近アパートを100万ドルで購入した42歳の銀行員の話を紹介している。広さは95平方メートル2ベッドルーム、1バスルームだが「シャンデリアも伽藍天井もなく、何より高級アパートの象徴であるドアマンがいない。とてもマンションとはいえません」と語っている。

マンハッタンではアパートの平均販売価格（7月から9月期）が115万ドル（1億3千万円）だそうだ（米住宅評価会社ミラーサミュエル社）。

国勢調査によると、2004年に全国で100万ドル超の資産価値を有する家屋が100万軒を超えた。しかしながら各州によってかなり偏在が著しく、カリフォルニア州で38%、ニューヨーク州で11%と2州のみで半分を占めている。

ここで注意を要するのは所有者数が調査の基本になっているため、州の富の多さを図る尺度にはならないことである。例えば見渡す限りの広大なRanchを所有する大地主（渋い俳優ロバートデュバルもその一人）が多く

存在するバージニア州は資産規模総量については莫大であるものの、所有者数は少なくそのため全国では10位にしかランクされていない。

この100万ドル超の家屋の軒数であるが、2000年に39万5千軒、以降毎年46万7千軒、59万5千軒、73万9千軒とうなぎのぼりに上昇し、昨年始めて103万軒となった。住宅ブームのすごさをあらわすものである。

9月初めの米国連邦企業監督局（OFHEO）調査によると、05年の第2四半期の住宅価格指数は前年同期比で13.4%の伸びとなって、1979年以来の高い数字を示している。同局チーフエコノミストの話では住宅の需要が実需を超えているという証拠はまだないが、他の物価指数が3.2%であることを考慮すると異常な数字ではあるとしている。

値上がりの原因としては低金利に加えて、投機的な資金の流入を同氏はあげている。

長期的には需要面では「建設経済レポート44号第5章5.2」に掲載したごとく移民を含めた先進国でも異例の長期的な人口増、また供給面ではいわゆる各州カウntyによる宅地開発規制（当地では「政策的要因」という。04年3月当事務所作成＝米国建設経済の状況5「米国宅地開発の状況とその問題点」参照）が価格高騰の要因となっている。

今後長期的要因は変わらないものの、短期的な要因、インフレ懸念を念頭に置いた金利政策、個人所得の伸びに対する懸念等を考慮するとこの傾向は長続きしないだろう。

・適正な施工の確保のための地方公共団体における取組等に関する実態調査

建設経済研究所では、地方公共団体の調達制度の実態を把握するため、人口 10 万人以上の地方公共団体を対象団体としたアンケート調査を実施しました。(国土交通省委託 2005 年 2 月実施)

その結果から、地方公共団体の調達制度の現状分析を以下に紹介します。

【1】調査概要

- (1) 調査対象：都道府県 48 団体¹、政令指定都市 13 団体、中核市 35 団体、
人口 10 万人以上の市 177 団体、特別区 23 団体 計 296 団体

注) 中核市...「人口 30 万人以上」又は「人口 50 万人未満の市の場合は 100km² 以上」の要件を満たす政令指定都市以外の規模や能力などが比較的大きな都市を指す。

- (2) 回収率：93.9% (278 団体 / 296 団体)

- (3) 調査時期：平成 17 年 2 月 1 日～2 月 21 日

なお、回答は平成 17 年 1 月 1 日時点の状況である。

【2】地方公共団体における取組状況調査

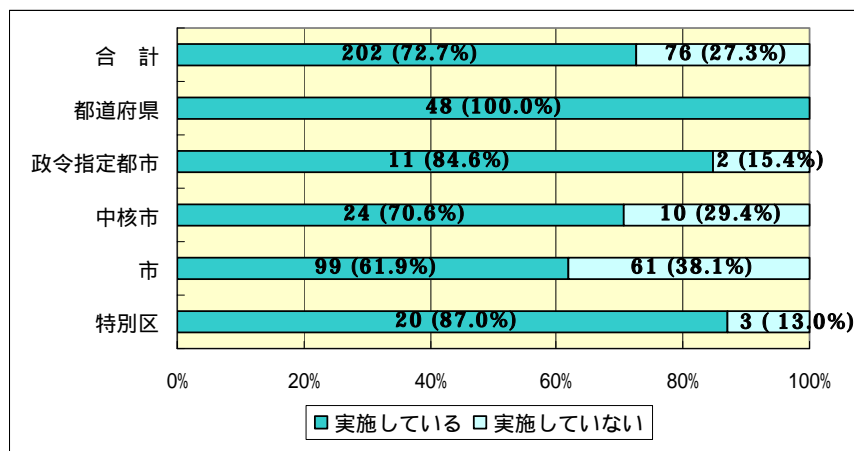
1. 企業評価及びこれを活用した企業選定の状況

1.1 主観的事項審査の実施について

- (1) 実施状況

主観的事項の審査は、全体としては 7 割強の団体で実施されている。

発注者区分別に見ると都道府県、特別区、政令指定都市で実施割合が高い。



¹ 大阪府については土木部と建築都市部でそれぞれ回答があったため、集計上 2 団体としてカウントした。

(2) 実施項目

主観的事項審査の際の評価項目としては、全体では「工事成績」、「ISO 認証の取得」、「指名停止経歴」、「納税状況」、「施工実績」の順になっているが、発注者区分により採用項目・割合には差が見られる。

(単位:団体)

	合計	都道府県	政令指定都市	中核市	市	特別区
工事成績	137 (67.8%)	44 (91.7%)	9 (81.8%)	18 (75.0%)	59 (59.6%)	7 (35.0%)
ISO認証(9001,14001)の取得	115 (56.9%)	40 (83.3%)	6 (54.5%)	14 (58.3%)	40 (40.4%)	15 (75.0%)
指名停止経歴	76 (37.6%)	37 (77.1%)	4 (36.4%)	8 (33.3%)	24 (24.2%)	3 (15.0%)
納税状況	69 (34.2%)	12 (25.0%)	0 (0.0%)	4 (16.7%)	41 (41.4%)	12 (60.0%)
施工実績(他団体発注工事も含む、同種、同規模、同難易度等)	62 (30.7%)	8 (16.7%)	4 (36.4%)	5 (20.8%)	32 (32.3%)	13 (65.0%)
優良工事等の表彰の有無	54 (26.7%)	29 (60.4%)	3 (27.3%)	6 (25.0%)	14 (14.1%)	2 (10.0%)
障害者の雇用状況	52 (25.7%)	24 (50.0%)	4 (36.4%)	5 (20.8%)	13 (13.1%)	6 (30.0%)
建設業法に基づく処分実績	24 (11.9%)	17 (35.4%)	0 (0.0%)	2 (8.3%)	4 (4.0%)	1 (5.0%)
社会保険遵守状況(雇用保険、健康保険、厚生年金保険)	14 (6.9%)	3 (6.3%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)	4 (4.0%)	7 (35.0%)
災害時あるいは除雪等への対応度・協力度	12 (5.9%)	9 (18.8%)	0 (0.0%)	1 (4.2%)	2 (2.0%)	0 (0.0%)
下請発注比率	5 (2.5%)	1 (2.1%)	0 (0.0%)	2 (8.3%)	2 (2.0%)	0 (0.0%)
女性の雇用状況(男女共同参画への貢献)	2 (1.0%)	1 (2.1%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)	1 (5.0%)
環境問題への貢献(ISO14001以外)	2 (1.0%)	1 (2.1%)	0 (0.0%)	1 (4.2%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)
その他	64 (31.7%)	27 (56.3%)	6 (54.5%)	8 (33.3%)	19 (19.2%)	4 (20.0%)
無回答	1 (0.5%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)	1 (1.0%)	0 (0.0%)
実施団体数合計	(202)	(48)	(11)	(24)	(99)	(20)

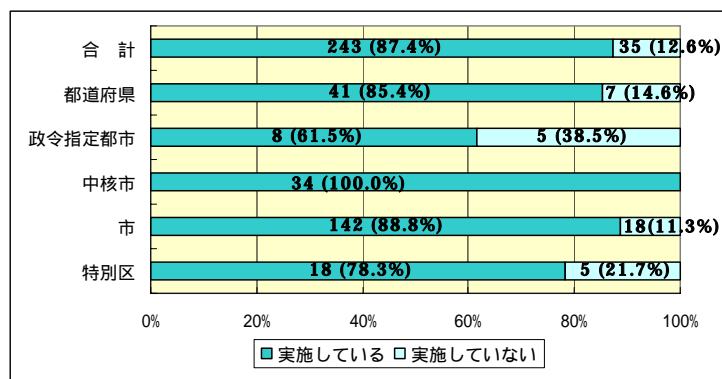
注) 構成比 = 回答数 / 実施団体数 (%)

1.2 一般競争入札(条件付き、制限付を含む)の実施について

条件：都道府県・政令指定都市においては、WTO 政府調達協定対象工事に適用される一般競争入札は除く。

(1) 実施状況

全体の実施率は 87.4% であり、特に中核市に於いては 100% となっている。発注者区分別に見ると、政令指定都市では 61.5% と他の発注者区分に比べ低い水準であるが、他の発注者区分では約 8 割の団体が実施している。



(2) 入札参加資格要件

何れの発注者区分に於いても、「施工実績」、「所在地要件」の2項目が特に高い割合で用いられている。

(単位:団体)

	合計	都道府県	政令指定都市	中核市	市	特別区
施工実績(他団体発注工事も含む。同種、同規模、同難易度等)	221 (90.9%)	41 (100.0%)	8 (100.0%)	31 (91.2%)	125 (88.0%)	16 (88.9%)
所在地に関する条件として、本店(本社)又は支店(営業所)を限定的な地域内に有する者	211 (86.8%)	37 (90.2%)	7 (87.5%)	31 (91.2%)	119 (83.8%)	17 (94.4%)
会社更生法等の法的整理中にある企業の除外	113 (46.5%)	23 (56.1%)	5 (62.5%)	18 (52.9%)	59 (41.5%)	8 (44.4%)
工事成績(優良工事の表彰のみの場合は除く)	23 (9.5%)	4 (9.8%)	3 (37.5%)	3 (8.8%)	10 (7.0%)	3 (16.7%)
ISO9001の取得	18 (7.4%)	7 (17.1%)	1 (12.5%)	3 (8.8%)	6 (4.2%)	1 (5.6%)
ISO14001の取得	10 (4.1%)	3 (7.3%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)	6 (4.2%)	1 (5.6%)
優良工事の表彰の有無	5 (2.1%)	1 (2.4%)	1 (12.5%)	1 (2.9%)	2 (1.4%)	0 (0.0%)
その他	91 (37.4%)	24 (58.5%)	3 (37.5%)	16 (47.1%)	44 (31.0%)	4 (22.2%)
無回答	3 (1.2%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)	3 (2.1%)	0 (0.0%)
実施団体数合計	(243)	(41)	(8)	(34)	(142)	(18)

注)構成比 = 回答数 / 実施団体数 (%)

1.3 指名競争入札について

(1) 指名基準

何れの発注者区分に於いても、「施工実績」、「所在地要件」、「手持工事等の状況」、「地理的条件」、「工事成績」、「既発注工事等の指名回数」の設定割合が高い。

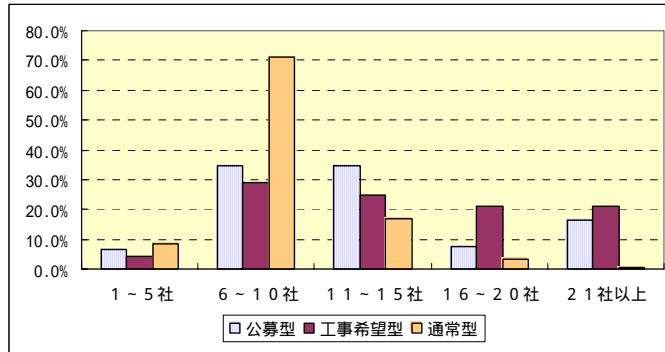
(単位:団体)

	合計	都道府県	政令指定都市	中核市	市	特別区
施工実績(他団体発注工事も含む。同種、同規模、同難易度等)	239 (86.0%)	44 (91.7%)	12 (92.3%)	28 (82.4%)	134 (83.8%)	21 (91.3%)
所在地に関する条件として、本店(本社)又は支店(営業所)を限定的な地域内に有する者	237 (85.3%)	39 (81.3%)	13 (100.0%)	29 (85.3%)	135 (84.4%)	21 (91.3%)
手持工事等の状況	211 (75.9%)	38 (79.2%)	12 (92.3%)	28 (82.4%)	117 (73.1%)	16 (69.6%)
当該工事に対する地理的条件	209 (75.2%)	42 (87.5%)	13 (100.0%)	29 (85.3%)	113 (70.6%)	12 (52.2%)
工事成績(3. のみの場合は除く)	177 (63.7%)	40 (83.3%)	13 (100.0%)	21 (61.8%)	93 (58.1%)	10 (43.5%)
既発注工事等の指名回数	169 (60.8%)	28 (58.3%)	12 (92.3%)	20 (58.8%)	95 (59.4%)	14 (60.9%)
優良工事表彰等の有無	49 (17.6%)	18 (37.5%)	4 (30.8%)	5 (14.7%)	21 (13.1%)	1 (4.3%)
災害時あるいは除雪等への対応度・協力度	23 (8.3%)	3 (6.3%)	2 (15.4%)	1 (2.9%)	16 (10.0%)	1 (4.3%)
障害者の雇用状況	8 (2.9%)	1 (2.1%)	3 (23.1%)	1 (2.9%)	2 (1.3%)	1 (4.3%)
その他	75 (27.0%)	24 (50.0%)	4 (30.8%)	10 (29.4%)	33 (20.6%)	4 (17.4%)
無回答	3 (1.1%)	1 (2.1%)	0 (0.0%)	1 (2.9%)	1 (0.6%)	0 (0.0%)
合計(延べ)	1400	278	88	173	760	101
団体数合計	(278)	(48)	(13)	(34)	(160)	(23)

注)構成比 = 回答数 / 回答団体数 (%)

(2) 一工事当り指名業者数

公募型では6～15社、工事希望型では6社～21社以上の間で広範に分布している。一方、通常型では6～10社が圧倒的に多い結果となっており、他の2タイプと比べて指名業者数がやや少ない傾向が見られる。

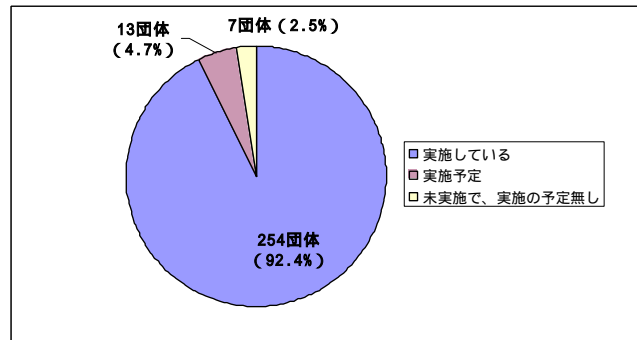


1.4 工事成績評定

(1) 実施状況

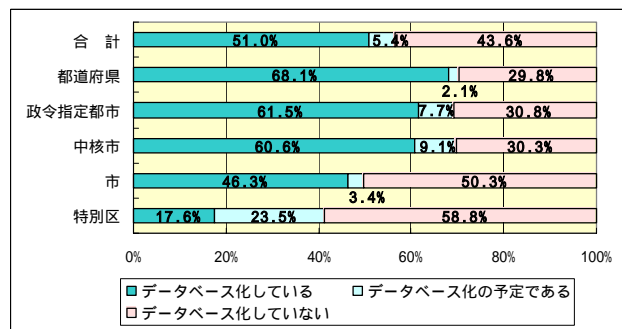
採用率 92.4%と大部分の団体で実施している。

発注者区分別に見ても、都道府県・政令指定都市は全ての団体で実施(実施予定含む)。中核市では1団体を除く全ての団体で実施となっている。



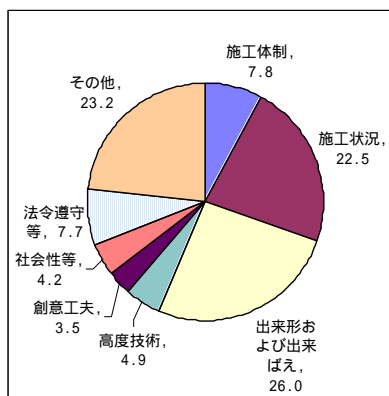
(2) 工事成績評定データベース化の状況

工事成績評定自体は大部分の団体で実施されているものの、その結果をデータベース化している団体は約半数に止まっている。



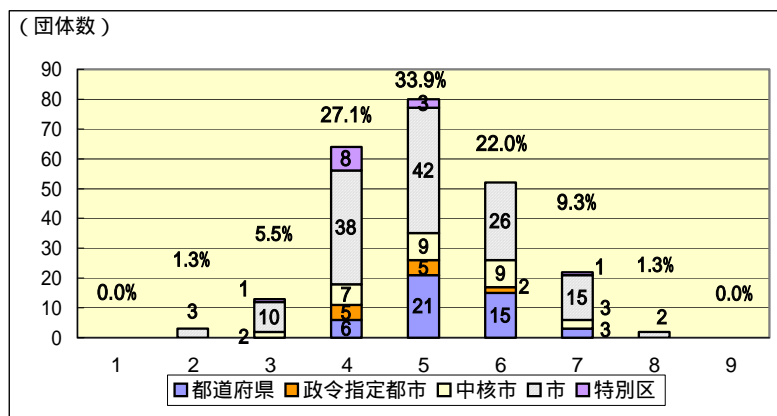
(3) 評価項目

全体としては、「出来形および出来ばえ」、「施工状況」、「施工体制」、「法令遵守等」の順になっているが、国土交通省に準じている団体、独自方法を採用している団体と様々である。



(4) 工事成績評価点数

工事成績評定の平均点は、「71～75点」が最も多く、次いで「66～70点」、「76～80点」となっている。

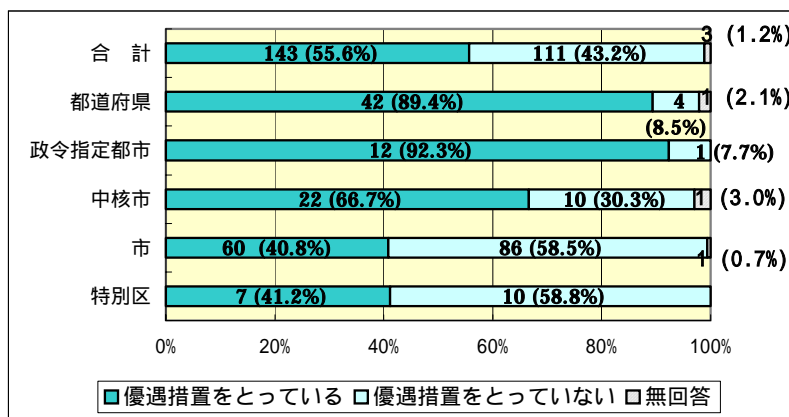


1: 0～55点 2: 56～60点 3: 61～65点 4: 66～70点 5: 71～75点
6: 76～80点 7: 81～85点 8: 86～90点 9: 91～100点

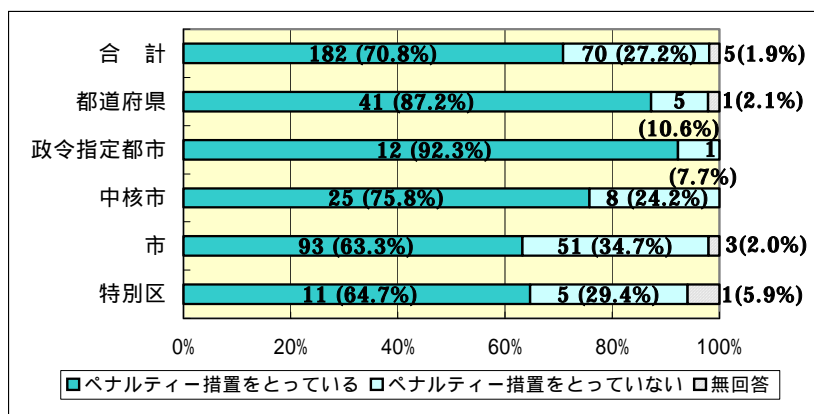
(5) 評価結果の活用状況

工事成績優秀者への優遇措置は過半数の団体で、不良者へのペナルティ措置は7割の団体で実施されており、両措置とも特に都道府県・政令指定都市でその割合が高い。措置が採られる時期は、優遇措置の場合は「主観的事項審査時」及び「指名時」が多く、ペナルティ措置の場合は「指名時」が多い。

優遇措置の有無

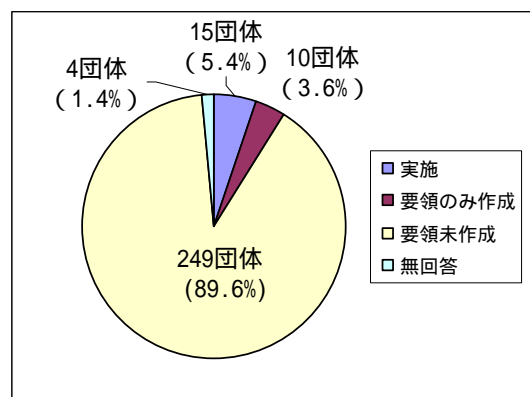


ペナルティ措置の有無



1.5 総合評価方式の実施状況等について

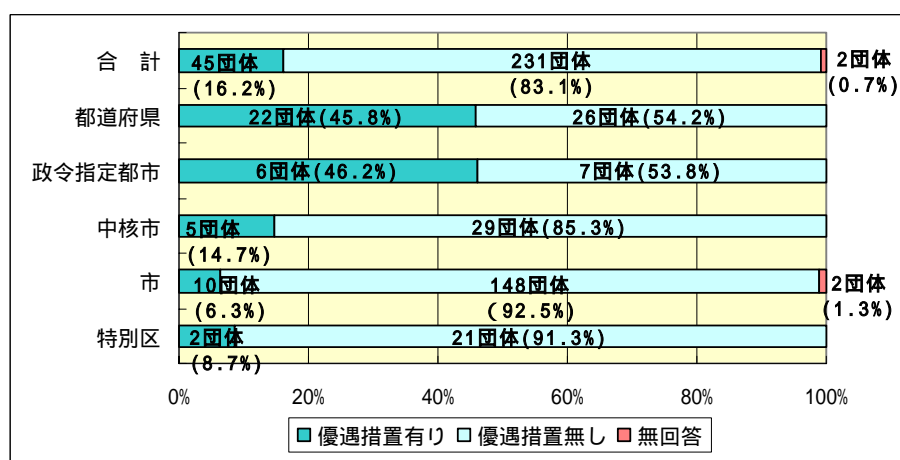
実施団体は未だ少なく 15 団体 (5.4%) のみであり、発注者区分で見ると、都道府県 = 12 団体、市 (政令指定都市、中核市を除く) = 2 団体、特別区 = 1 団体である。発注件数 (2004 年 4 月 ~ 12 月) もまだまだ少なく、一般土木 = 9 団体・17 件、建築 = 3 団体・4 件であった。



1.6 障害者雇用、防災協定参加等の社会的貢献に対する評価の状況

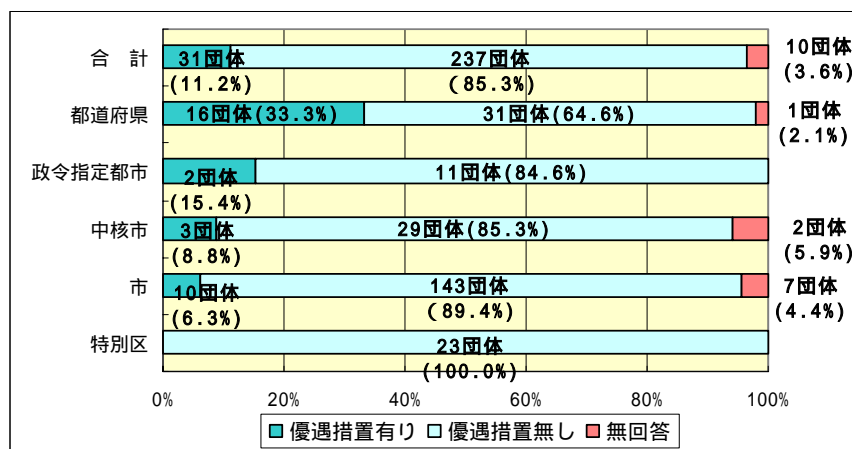
(1) 障害者雇用に対する優遇措置の採用状況

優遇措置が採られている団体は 45 団体 (16.2%) であり、都道府県 (22 団体、45.8%) 及び政令指定都市 (6 団体、46.2%) で比較的採用率が高い。



(2) 地域貢献参加企業に対する優遇措置

優遇措置が採られている団体は 31 団体（11.2%）であり、都道府県（16 団体、33.3%）で比較的採用率が高い。



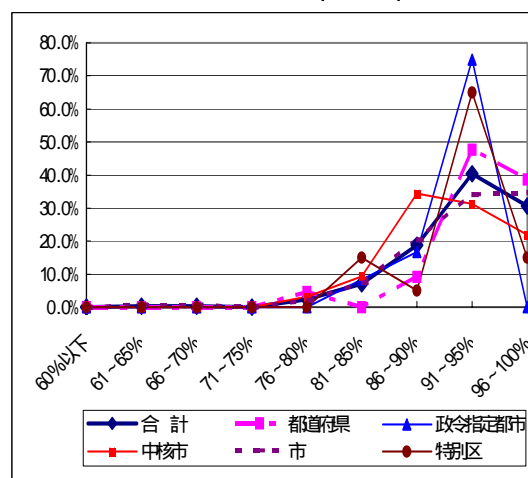
2. 低価格入札

2.1 今年度(4～12月末)平均落札率

全体としては「91～95%」が最も多く、次いで「96～100%」となっている。

発注者区分別で見ても同様の傾向であるが、中核市については「86～90%」が最も多い結果となっている。入札方式別に見ると、WTO 一般競争入札及び条件付き一般競争入札では「96～100%」が最も多く、指名競争入札では「91～95%」が最も多い結果となっている。

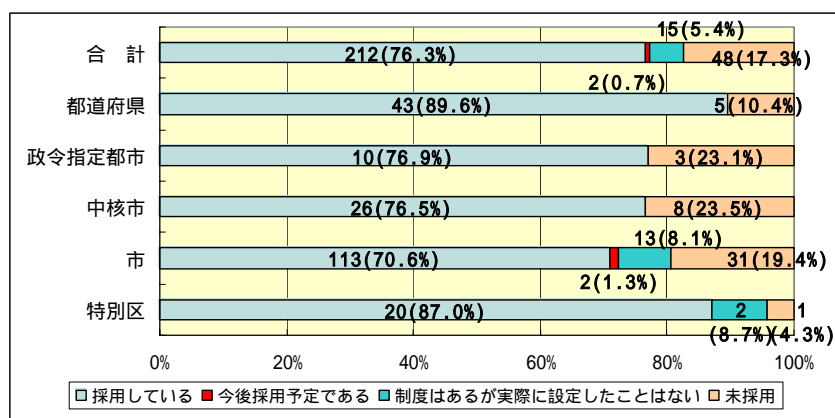
発注者別落札率(全工事)



2.2 最低制限価格制度

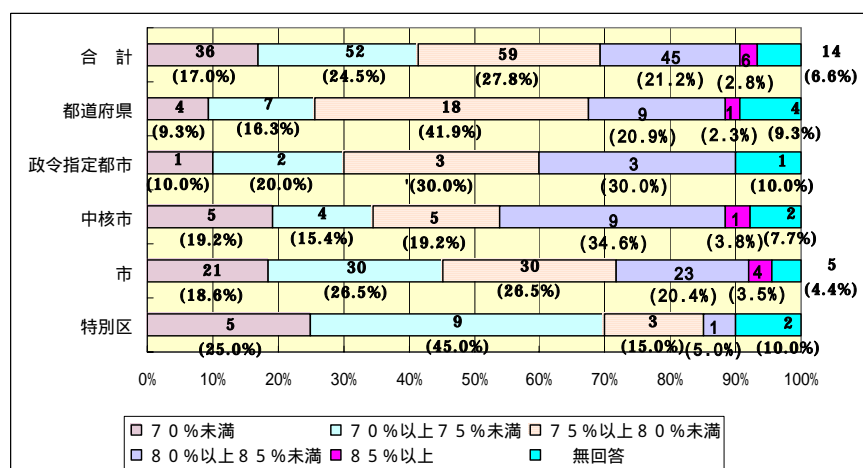
(1) 採用状況

全体の採用状況は 76.3% であり、都道府県（43 団体、89.6%）で最も採用率が高い結果となっている。



(2) 予定価格に対する最低制限価格の割合

「75%以上 80%未満」が最も高く、次いで「70%以上 75%未満」となっている。発注者区別では、中核市では「80%以上 85%未満」が最も多く、特別区では「70%以上 75%未満」が最も多い結果となっている。



(3) 対象工事の要件

全体としては「工事規模」によって制度を設けている割合が高く、60.8%となっている。

(単位: 団体)

	合計	都道府県	政令指定都市	中核市	市	特別区
工事規模	169 (60.8%)	31 (64.6%)	5 (38.5%)	21 (61.8%)	94 (58.8%)	18 (78.3%)
一定の入札方式	78 (28.1%)	15 (31.3%)	8 (61.5%)	9 (26.5%)	39 (24.4%)	7 (30.4%)
合計(延べ)	247	46	13	30	133	25
制度採用団体数	(278)	(48)	(13)	(34)	(160)	(23)

(4) 最低制限価格の公表時期

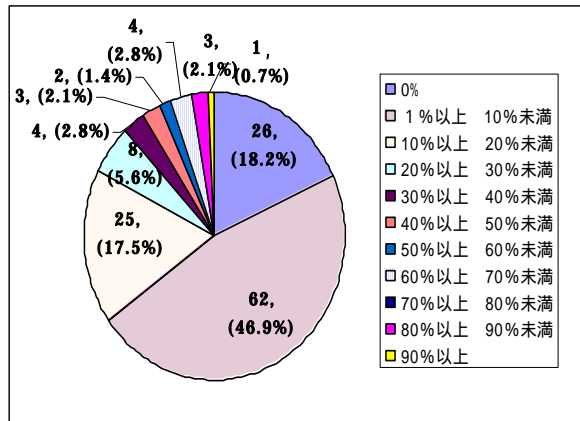
公表時期は事前・事後が同率程度である。公表していない団体も3割強存在する。

(単位:団体)

	合 計	都道府県	政令指定都市	中核市	市	特別区
事前公表	66 (31.1%)	6 (14.0%)	4 (40.0%)	7 (26.9%)	48 (42.5%)	1 (5.0%)
事後公表	73 (34.4%)	23 (53.5%)	5 (50.0%)	11 (42.3%)	33 (29.2%)	1 (5.0%)
非公表	73 (34.4%)	14 (32.6%)	1 (10.0%)	8 (30.8%)	32 (28.3%)	18 (90.0%)
合 計	212 (100.0%)	43 (100.0%)	10 (100.0%)	26 (100.0%)	113 (100.0%)	20 (100.0%)

(5) 同額入札・抽選入札の発生状況

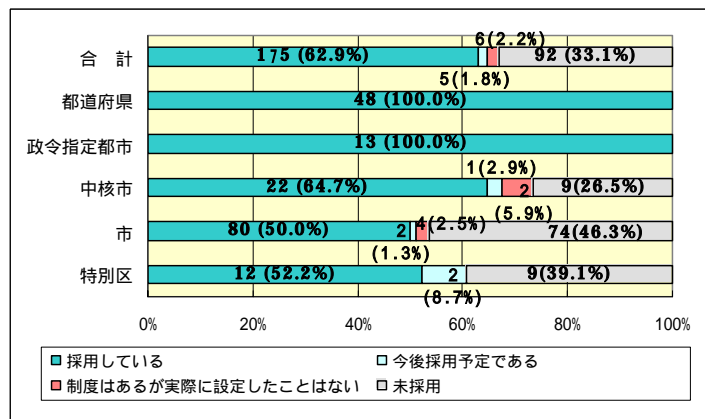
最低制限価格対象工事において、同額入札の発生率は「1～10%」が最も多い結果となっている。



2.3 低入札価格調査制度

(1) 採用状況

全体の採用状況は 62.9%であり、発注者区別に見ると、都道府県及び政令指定都市で100%の実施率となっている。一方で、中核市の26.5%、その他の市の46.3%、特別区の39.1%が未採用であり、全体としては3割強の団体で制度を採用していない。



(2) 最低価格入札者を落札者とししない判断基準（失格基準）

調査案件において最低価格入札者を落札者とししないとする判断基準（失格基準）を作成している団体は、全体では34.3%となっている。

(単位:団体)

	合計	都道府県	政令指定都市	中核市	市	特別区
作成	60 (34.3%)	17 (35.4%)	5 (38.5%)	10 (45.5%)	24 (30.0%)	4 (33.3%)
未作成	97 (55.4%)	29 (60.4%)	7 (53.8%)	9 (40.9%)	48 (60.0%)	4 (33.3%)
作成予定(検討中含む)	17 (9.7%)	2 (4.2%)	1 (7.7%)	3 (13.6%)	7 (8.8%)	4 (33.3%)
無回答	1 (0.6%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)	1 (1.3%)	0 (0.0%)
合計	175	48	13	22	80	12

(3) 対象工事の要件

全体としては「工事規模」によって制度を設けている割合が高く、74.3%となっている。

(単位:団体)

	合計	都道府県	政令指定都市	中核市	市	特別区
一定規模以上の工事	130 (74.3%)	34 (70.8%)	8 (61.5%)	19 (86.4%)	58 (72.5%)	11 (91.7%)
一定の入札方式	60 (34.3%)	17 (35.4%)	9 (69.2%)	4 (18.2%)	27 (33.8%)	3 (25.0%)
無回答	4 (2.3%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)	1 (4.5%)	3 (3.8%)	0 (0.0%)
合計(延べ)	194	51	17	24	88	14
制度採用団体数	(175)	(48)	(13)	(22)	(80)	(12)

(4) 調査対象案件に対する特別措置

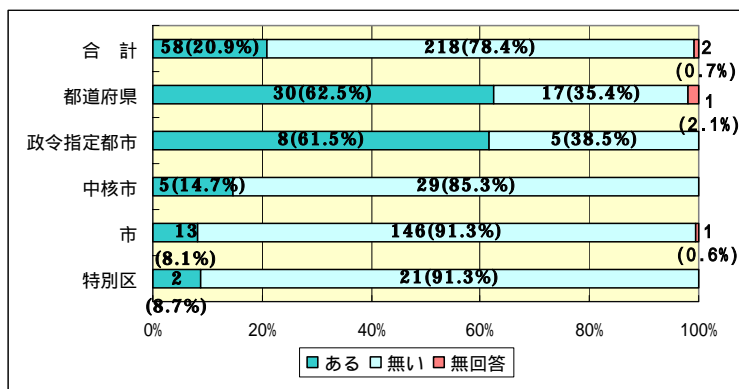
特別に講じられる措置としては「重点監督」が最も多く、5割強の団体で実施されている。

(単位:団体)

	合計	都道府県	政令指定都市	中核市	市	特別区
重点監督	98 (56.0%)	33 (68.8%)	9 (69.2%)	12 (54.5%)	38 (47.5%)	6 (50.0%)
履行保証割合の引き上げ	27 (15.4%)	13 (27.1%)	2 (15.4%)	4 (18.2%)	8 (10.0%)	0 (0.0%)
受注者側技術者の増員	15 (8.6%)	11 (22.9%)	2 (15.4%)	0 (0.0%)	2 (2.5%)	0 (0.0%)
前払金支払割合の引き下げ	14 (8.0%)	8 (16.7%)	1 (7.7%)	2 (9.1%)	3 (3.8%)	0 (0.0%)
工事完成後のコスト調査	11 (6.3%)	9 (18.8%)	2 (15.4%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)
その他	55 (31.4%)	15 (31.3%)	5 (38.5%)	9 (40.9%)	21 (26.3%)	5 (41.7%)
無回答	37 (21.1%)	6 (12.5%)	2 (15.4%)	3 (13.6%)	23 (28.8%)	3 (25.0%)
合計(延べ)	257	95	23	30	95	14
制度採用団体数	(175)	(48)	(13)	(22)	(80)	(12)

3. 施工不良を理由とした指名停止の状況

施工不良を理由として指名停止措置を採っている団体は、全体では20.9%と少ないが、都道府県（62.5%）、政令指定都市（61.5%）では高い割合となっている。



4. 不良・不適格業者排除、施工体制の適正化のための取組の状況

(1) 技術者の専任性チェックのための措置

全体として「現場での配置状況の確認」(76.3%)が多く、次いで「発注者支援データベースの活用」(57.9%)となっている。発注者別に見ると、その他の市では未だ「発注者支援データベースの活用」の割合が45.0%と低調である。

(単位:団体)

	合計	都道府県	政令指定都市	中核市	市	特別区
現場での監理技術者等の配置状況の確認	212 (76.3%)	41 (85.4%)	10 (76.9%)	28 (82.4%)	114 (71.3%)	19 (82.6%)
発注者支援データベースの活用	161 (57.9%)	41 (85.4%)	10 (76.9%)	25 (73.5%)	72 (45.0%)	13 (56.5%)
疑義案件等への立入検査	32 (11.5%)	11 (22.9%)	1 (7.7%)	4 (11.8%)	16 (10.0%)	0 (0.0%)
その他	62 (22.3%)	12 (25.0%)	5 (38.5%)	8 (23.5%)	36 (22.5%)	1 (4.3%)
無回答	8 (2.9%)	1 (2.1%)	0 (0.0%)	1 (2.9%)	6 (3.8%)	0 (0.0%)
合計(延べ)	475	106	26	66	244	33
団体数合計	(278)	(48)	(13)	(34)	(160)	(23)

(2) 一括下請チェックのための措置

全体として「現場での下請業者の使用状況の確認」が84.9%と多い。

(単位:団体)

	合計	都道府県	政令指定都市	中核市	市	特別区
現場での下請業者の使用状況の確認	236 (84.9%)	39 (81.3%)	10 (76.9%)	32 (94.1%)	134 (83.8%)	21 (91.3%)
疑義案件等への立入検査	38 (13.7%)	13 (27.1%)	0 (0.0%)	7 (20.6%)	16 (10.0%)	2 (8.7%)
その他	67 (24.1%)	11 (22.9%)	7 (53.8%)	7 (20.6%)	38 (23.8%)	4 (17.4%)
無回答	13 (4.7%)	2 (4.2%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)	11 (6.9%)	0 (0.0%)
合計(延べ)	354	65	17	46	199	27
団体数合計	(278)	(48)	(13)	(34)	(160)	(23)

5. 発注関係業務における外部機関の活用の状況

(1) 外部委託の実施状況

外部機関の利用が多く見られる業務としては、全体では「設計業務」「施工監理業務」「概略設計業務」「事前調査」「積算業務」の順になっている。

委託先としては、相対的に公益法人よりも民間企業へ委託する割合が高い。

(単位:団体)

	合計	都道府県	政令指定都市	中核市	市	特別区
事前調査(公益法人)	12 (4.3%)	3 (6.3%)	0 (0.0%)	2 (5.9%)	7 (4.4%)	0 (0.0%)
事前調査(民間企業)	96 (34.5%)	23 (47.9%)	8 (61.5%)	13 (38.2%)	47 (29.4%)	5 (21.7%)
企画立案業務(公益法人)	11 (4.0%)	1 (2.1%)	1 (7.7%)	1 (2.9%)	8 (5.0%)	0 (0.0%)
企画立案業務(民間企業)	54 (19.4%)	14 (29.2%)	6 (46.2%)	5 (14.7%)	27 (16.9%)	2 (8.7%)
概略設計業務(公益法人)	17 (6.1%)	5 (10.4%)	1 (7.7%)	1 (2.9%)	9 (5.6%)	1 (4.3%)
概略設計業務(民間企業)	112 (40.3%)	28 (58.3%)	9 (69.2%)	15 (44.1%)	52 (32.5%)	8 (34.8%)
設計業務(公益法人)	37 (13.3%)	11 (22.9%)	0 (0.0%)	2 (5.9%)	23 (14.4%)	1 (4.3%)
設計業務(民間企業)	168 (60.4%)	32 (66.7%)	9 (69.2%)	21 (61.8%)	91 (56.9%)	15 (65.2%)
基本・詳細設計案の確認(公益法人)	14 (5.0%)	5 (10.4%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)	9 (5.6%)	0 (0.0%)
基本・詳細設計案の確認(民間企業)	55 (19.8%)	8 (16.7%)	3 (23.1%)	5 (14.7%)	35 (21.9%)	4 (17.4%)
積算業務(公益法人)	46 (16.5%)	30 (62.5%)	0 (0.0%)	2 (5.9%)	14 (8.8%)	0 (0.0%)
積算業務(民間企業)	54 (19.4%)	8 (16.7%)	4 (30.8%)	4 (11.8%)	30 (18.8%)	8 (34.8%)
発注仕様書の作成(公益法人)	21 (7.6%)	12 (25.0%)	1 (7.7%)	1 (2.9%)	7 (4.4%)	0 (0.0%)
発注仕様書の作成(民間企業)	37 (13.3%)	5 (10.4%)	1 (7.7%)	5 (14.7%)	22 (13.8%)	4 (17.4%)
発注書類の確認等、発注事務の補助(公益法人)	11 (4.0%)	6 (12.5%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)	5 (3.1%)	0 (0.0%)
発注書類の確認等、発注事務の補助(民間企業)	9 (3.2%)	2 (4.2%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)	7 (4.4%)	0 (0.0%)
技術審査補助(公益法人)	10 (3.6%)	5 (10.4%)	0 (0.0%)	1 (2.9%)	4 (2.5%)	0 (0.0%)
技術審査補助(民間企業)	4 (1.4%)	0 (0.0%)	1 (7.7%)	0 (0.0%)	3 (1.9%)	0 (0.0%)
施工監理業務(公益法人)	44 (15.8%)	26 (54.2%)	1 (7.7%)	1 (2.9%)	16 (10.0%)	0 (0.0%)
施工監理業務(民間企業)	110 (39.6%)	23 (47.9%)	10 (76.9%)	17 (50.0%)	50 (31.3%)	10 (43.5%)
工事成績評定(公益法人)	3 (1.1%)	1 (2.1%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)	2 (1.3%)	0 (0.0%)
工事成績評定(民間企業)	3 (1.1%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)	1 (2.9%)	2 (1.3%)	0 (0.0%)
設計・施工者への指導・助言・調整など(公益法人)	9 (3.2%)	4 (8.3%)	1 (7.7%)	0 (0.0%)	4 (2.5%)	0 (0.0%)
設計・施工者への指導・助言・調整など(民間企業)	8 (2.9%)	1 (2.1%)	1 (7.7%)	2 (5.9%)	3 (1.9%)	1 (4.3%)
発注者への全般的助言(公益法人)	4 (1.4%)	1 (2.1%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)	3 (1.9%)	0 (0.0%)
発注者への全般的助言(民間企業)	7 (2.5%)	3 (6.3%)	0 (0.0%)	1 (2.9%)	3 (1.9%)	0 (0.0%)
公益法人 合計(延べ)	239	110	5	11	111	2
民間企業 合計(延べ)	717	147	52	89	372	57
回答団体数	(278)	(48)	(13)	(34)	(160)	(23)

注) 構成比 = 回答数 / 回答団体総数 (%)

(2) CM又はそれに類する業務委託の実施状況

これまでにCM又はそれに類する名称で業務を委託したことのある団体は4団体のみであった。

(単位:団体)

	合計	都道府県	政令指定都市	中核市	市	特別区
ある	4	2	0	1	1	0
	(1.4%)	(4.2%)	(0.0%)	(2.9%)	(0.6%)	(0.0%)
無い	264	45	13	33	150	23
	(95.0%)	(93.8%)	(100.0%)	(97.1%)	(93.8%)	(100.0%)
無回答	10	1	0	0	9	0
	(3.6%)	(2.1%)	(0.0%)	(0.0%)	(5.6%)	(0.0%)
合計	278	48	13	34	160	23
	(100.0%)	(100.0%)	(100.0%)	(100.0%)	(100.0%)	(100.0%)

(担当: 研究員 伊地知 淳平)

・第 11 回アジア・コンストラクト会議について

9月16～17日、インドネシア・バリに於きまして、第11回アジア・コンストラクト会議が開催され、我が国からは当研究所、国土交通省、JETRO・海外建設協会が参加しましたので、その概要をご紹介します。

1．アジア・コンストラクト会議の目的と歴史

アジア・コンストラクト会議は、東アジア・東南アジア地域の「建設市場の動向」「建設産業の構造」「建設産業政策」「主要プロジェクト」等についての情報交換を目的に、1995年に東京で第1回が開催された後、毎年1回アジア各地で開催されています。

第2回は1996年に韓国で、第3回は1997年に香港、第4回は1998年に再び東京で開催され、1999年第5回がシンガポール、2000年第6回はマレーシア、2001年第7回はインド、2002年第8回は中国、2003年第9回はオーストラリア、そして昨年第10回はスリランカで開催されております。

2．開催日時

2005年9月16日（金） 17日（土） 9:00～17:00

3．開催場所

インドネシア バリ ジンバラン インターコンチネンタルリゾート バリ
(建設産業振興委員会 (CSDB) 主催)

4．参加国・参加機関

今回アジア・オセアニア地域から、以下の10カ国の機関が参加しました。

オーストラリア	：ニューキャッスル大学
香 港	：香港理工大学
インド	：建設産業振興評議会
インドネシア	：建設産業振興委員会
日 本	：(財)建設経済研究所
韓 国	：国土研究院
マレーシア	：建設産業振興庁
シンガポール	：建築・建設産業省

スリランカ : 建設産業研修・振興研究所
ニュージーランド : UNITEC 工科大学

尚、残念ながら中国、フィリピン、ベトナム、モンゴル、ブータンは欠席となりました。

5. 会議の内容

カントリーレポートとして参加各国・機関が以下の項目について報告書を作成し、マクロ経済、建設経済・産業、雇用等について状況報告と今後の展望について報告、質疑応答を行いました。

マクロ経済及び建設市場の回顧と展望

建設市場の監督及び規制

建設産業の発展向上

建設サービスの自由化

会議の後に開かれた代表者ミーティングでは、次回以降の会議運営方法などについて議論がなされ、来年の第 12 回会議は香港で開催されることが正式決定されました。更には、再来年第 13 回は韓国で開催されることも決定されております。

会議にはインドネシアの M. Jusuf Kalla インドネシア副大統領をはじめ、Djoko Kirmanto 公共工事大臣ら建設産業界関係者もご列席され、また、同ホテル内にてビジネスフォーラムも開催されるなど、盛況のうちに幕を閉じました。

第 11 回アジア・コンストラクト会議プログラムの概要

9/16(金)	9:00 ~	開会セレモニー
	10:00 ~	記念撮影他
	14:55 ~	CSDB 会長挨拶
	15:00 ~	公共工事大臣挨拶
	15:05 ~	インドネシア副大統領挨拶
	15:35 ~	運輸大臣代理基調講演
	15:50 ~	経済関連調整大臣代理基調講演
	16:05 ~	カントリーレポート「オーストラリア」および質疑
	16:30 ~	カントリーレポート「香港」および質疑
	18:30 ~	ウェルカムディナー
9/17(土)	9:00 ~	産業促進大臣代理基調講演
	9:20 ~	特別講演『未来より学ぶ』
	9:40 ~	バリ州知事代理講演

	10:15～	カントリーレポート「日本」および質疑 国土交通省により特別講演
	11:00～	カントリーレポート「韓国」および質疑
	11:45～	カントリーレポート「インド」および質疑
	13:15～	カントリーレポート「マレーシア」および質疑
	13:45～	カントリーレポート「ニュージーランド」および質疑
	14:15～	カントリーレポート「シンガポール」および質疑
	14:45～	カントリーレポート「スリランカ」および質疑
	15:15～	カントリーレポート「インドネシア」および質疑
	15:45～	代表者会議
	16:15～	次回開催国挨拶
	16:30～	閉会セレモニー
	19:00～	クロージングレセプション

(担当：研究員 大島 航介)

建設関連産業の動向 鉄骨工事業

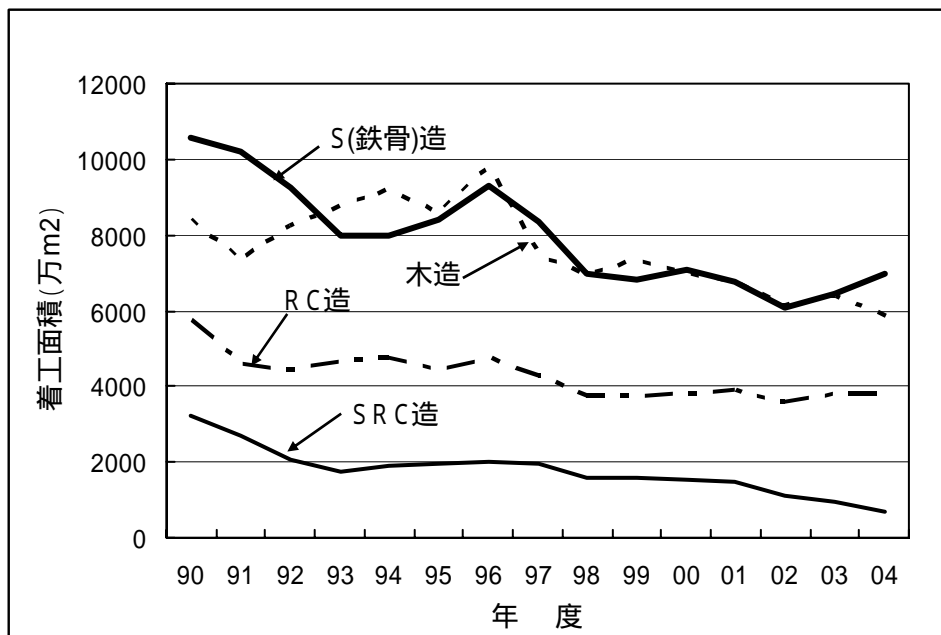
今月の建設関連産業の動向は、建設業許可 28 業種の 1 つである鋼構造物工事業（鉄骨工事業）の概要、推移および今後の動向についてレポートします。

1. 鉄骨工事業の概要

鉄骨工事業は、総務省統計局統計基準部による「統計調査総覧」の日本標準産業分類では、大分類の「建設業」、中分類の「職別工事業」、小分類の「鉄骨・鉄筋工事業」、細分類の「鉄骨工事業」となる。建設業法第二条第一項の別表内では、「鉄骨工事業」という名称は使用されておらず、「鋼構造物工事業」がそれに該当する。従って、本稿では、今後出典に従い「鉄骨工事業」と「鋼構造物工事業」とを使い分けていくことにする。

国内の建築物は、柱と梁に使用する材料によって、大きく「木造」、「鉄筋コンクリート（Reinforced Concrete = RC）造」、「鉄骨鉄筋コンクリート（Steel Reinforced Concrete = SRC）造」、「鉄骨（Steel = S）造」とに分けられる。このうち「SRC 造」と「S 造」の柱と梁に、鋼材を材料とする「鉄骨」が使用されている。古来日本では、木造建築が盛んであったが、近年は S 造と SRC 造の建築物合計着工面積が木造着工面積を超えている。図表 1 は近年の構造別着工面積の推移である。

図表 1 構造別着工面積の推移



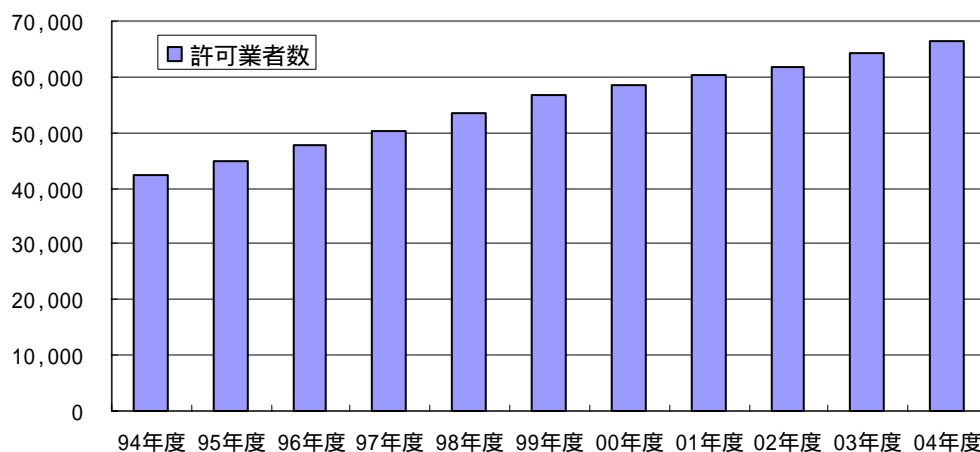
(出所) 社団法人鉄骨建設業協会

建設業法第二条第一項の別表「建設工事の内容」では、鋼構造物工事業とは、「形鋼、鋼板等の鋼材の加工又は組立てにより工作物を築造する工事」であり、社団法人鉄骨建設業協会の資料をもとに、鉄骨工事業の定義を試みると、建築物に鉄骨が使用される SRC 造・S 造の建設時において、設計図書に基づき、鋼材の切断、穴あけ、溶接等により建築部材としての柱、梁等に加工し、さらに建設現場に搬入、建て方に伴う溶接、ならびにボルト締等を行う業務ということになる。従って、建設現場の立場から見ると、大手建設会社を元請建設会社として、その下請という立場での参画となるものがほとんどで、独自受注するケースが少ないのも特徴である。

2. 許可業者数の推移

鉄骨工事業の許可業者数（以下、「許可業者数」という。）の推移を見たものが、図表 2 である。これを見ると、許可業者数は、一貫して増加傾向で推移し、2004 年度末時点では 66,398 社となり、1994 年度末時点(42,495 社)と比較すると 56.2%、2000 年度末時点(58,656 社)との比較でも 13.2%の増加となっている。なお、この許可業者数増加のペースは、建設業許可 28 業種全体の伸び（1994 年度末から 2004 年度末の伸びは、25.6%）を大きく上回っていることがわかる。

図表 2 許可業者数の推移（鋼構造物工事業）

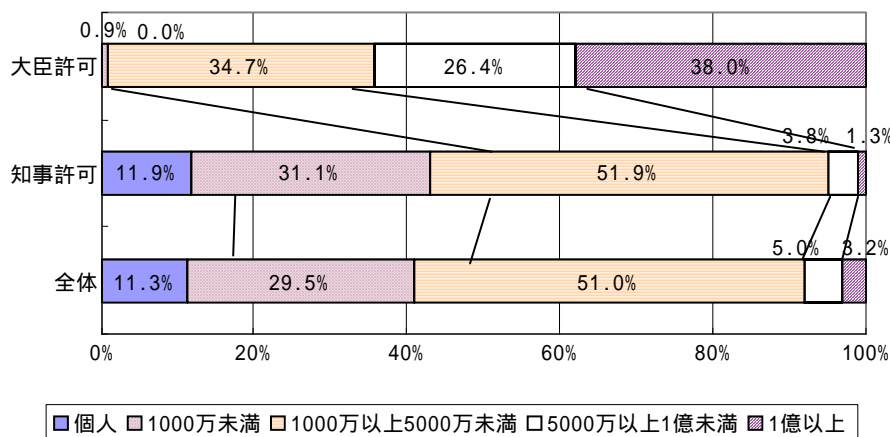


出所) 国土交通省「建設業許可業者数調査」より作成

次に、2004 年度末の許可業者数を資本金階層別に分類したものが図表 3 である。これを見ると、「資本金 1 千万円以上 5 千万円未満」が 51.0% (33,892 社) と最も多く、次いで「資本金 1 千万円未満」が 29.5% (19,615 社)、「個人」が 11.3% (7,476 社) と続いている。その結果、資本金 5 千万円未満の企業が全体の 90%以上を占めている。尚、建設業許可 28 業

種全体においても、資本金 5 千万円未満の企業が全体の 93.7%を占めており、資本金別許可業者数の構成は、鉄骨工事業と建設業全体とで類似していると言えよう。

図表 3 資本金階層別許可業者数（鋼構造物工事業）

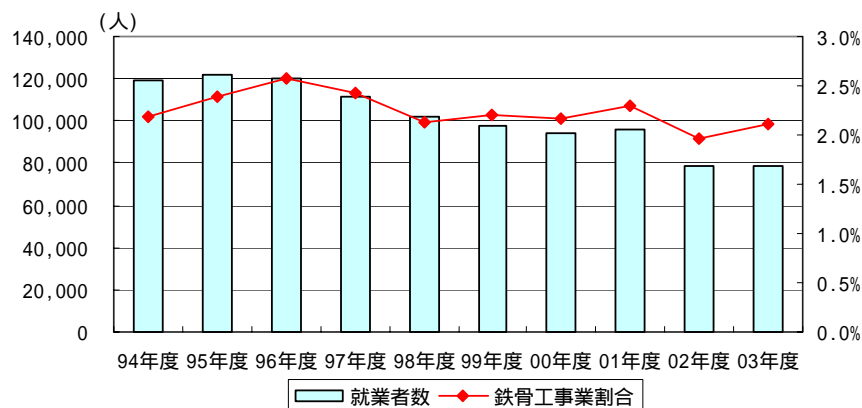


(出所) 国土交通省「建設業許可業者数調査」より作成

3 . 就業者数の推移

次に鉄骨工事業の就業者数（以下、「就業者数」という。）の推移についてみていきたい。図表 4 は就業者数とその建設業全体に占める割合の推移を辿ったものである。許可業者数が増加傾向にあるのとは対照的に、1994 年度末時点で 118,926 人であった就業者数は、2003 年度末時点で 78,725 人と、33.8%も減少している。一方、建設業全体においては、2003 年度末時点（3,719,301 人）では 1994 年度末（5,447,065 人）に比べて 31.7%の減少となっている。従って、鉄骨工事業の場合は、10 年間で見た場合の減少ペースが建設業全体のそれとほぼ等しいことがわかる。また、1994 年に 2.2%だった建設業全体に占める割合も、2003 年は 2.1%とほぼ同等となっている。

図表 4 就業者数の推移（鉄骨工事業）

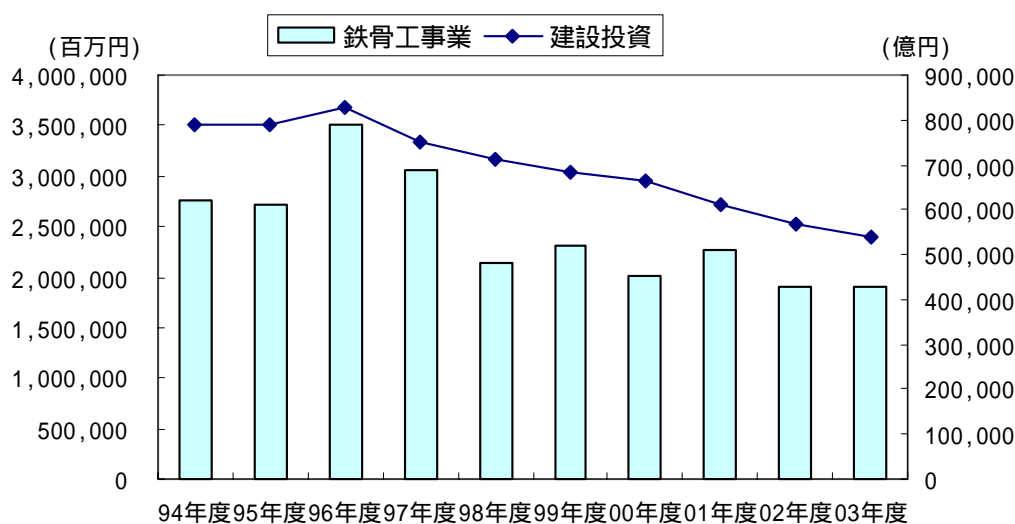


(出所) 国土交通省「建設工事施工統計調査」より作成

4. 完成工事高の推移

次に鉄骨工事業の完成工事高の推移についてみていきたい。図表5は、鉄骨工事業の完成工事高と建設投資の推移を辿ったものである。鉄骨工事の完成工事高は近年、年々減少の傾向にあるが、2003年度の水準（1,894,804百万円）は、ピークだった1996年度の水準（3,502,198百万）の54.1%にとどまっており、基調としては建設投資と同じく減少傾向にある。ただ、建設投資が1996年度以降、一貫して減少しているのに対して、鉄骨工事業の完成工事高は前年度に比べて増加している年度もあるなど、その増減傾向は完全に一致している訳ではない。

図表5 鉄骨工事業の完成工事高と建設投資（名目値）の推移



（出所）国土交通省「建設工事施工統計調査」・「建設投資見通し」より作成

5. 今後の展望

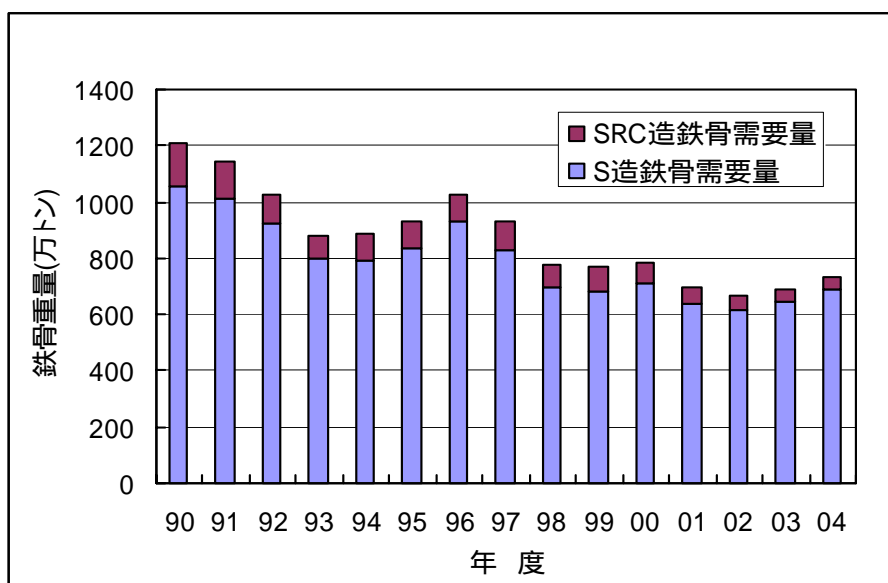
これまで述べてきたように、鉄骨工事業は、元請建設会社に依存する特徴を有することから、元請建設会社の工事量の減少に伴って、他の職種同様厳しい局面に立たされている。しかし反対に、前述のように鋼構造物工事許可業者数は、2004年度末時点では1994年度末時点と比較すると5割以上増加しており、過剰供給構造になっている。

図表6は鉄骨需要量の推移である。2004年度はS造・SRC造の合計は733万トンで、1990年度の1,210万トンから39.4%減となっている。基調としては減少傾向にあるが、2003年度が691万トンであったため、前年度比増加となっている。鉄骨建設業協会によると、この増加は首都圏の再開発工事、IT関連の工場建設、住宅建設などが活発であったこと

から来ているとのことである。しかし、建設投資全体の長期低下状況を考えると、今後長期的に新規需要が増加することは考えられない。

この状況を受け鉄骨建設業協会では、新分野・新事業の開発を長期的課題の一つに据えており、その中で既設建物のコンバージョン（用途変更）や、耐震補強への対応等があげられている。このようにリフォーム市場への対応は、成熟国家の成熟市場としては避けられないものであるが、元請建設会社の単なる下請という立場ではなく、むしろ積極的に提唱していくものではないかと思う。

図表6 鉄骨需要量の推移



（出所）社団法人鉄骨建設業協会が「鋼構造ジャーナル」より作成

（担当：研究員 越村 吉隆）

編集後記

休日に東京の街中を歩いてみました。半日をかけた「大人の遠足」を終えて得た結論は、「東京の本当の姿は路地に隠されている」ということでした。繁華街からしばらく足を進めると、裏道の路地は緑に覆われ、立ち並ぶ家屋の庭先には鉢植えの草花があります。中には石垣の中に巨木ともいえそうな木々を鎮座させている邸宅もあります。繁華街の喧騒が、一転して自らの足音まで鮮明に聞こえるほどの静けさになります。

周囲が静かになると、様々な音が耳に飛び込んできます。それは鳥の囀りであったり、子供の遊び声であったり、女子生徒の嬌声であったり様々ですが、それがまた街を形作る要素になっているようです。彼らその街を居場所としているのと同時に、彼らの存在がその街を形作っているのでしょう。

生き物には本来の居場所があります。例えば鳥の居場所は空であるように。しかし彼らは餌を食べ、巣をこしらえ、雛を育てるために、地面に降りてこなければなりません。私たち人間も、必要や利便のために仕方なく様々な手段で様々な場所に移動することがありますが、私たちにとっての本来の居場所はやはり「2本の足で立って歩く地面」なのではないでしょうか。

自らの足音を耳にしつつ、そのようなことをとりとめもなく考えているうちに、知らない場所に辿り着いてしまいましたので、タクシーで最寄駅まで案内してもらい、電車を使って帰宅しました。迷い人になった拳句、結局は近代文明に頼ってしまう有様でしたが、心地良い脚の疲れとともに、自分の足音と、途中で出会った様々な音が耳に残りました。

冬を迎える前の心地よい秋の季節、皆様もゴールを決めずにぶらりと歩き出してみませんか。「知らない場所」を目指して。

(担当：研究員 室田 至)

